

～食品の表示についての新しい法律～

食品表示法 ができました!



食品の表示について定めた新しい法律「食品表示法」が
平成27年4月1日から施行されました。

このパンフレットでは、食品表示法の概要、これまでの
食品表示制度からの変更点、相談窓口等について解説します。

食品表示法の概要

【制定の経緯】

食品の表示は、これまで複数の法律に定めがあり、非常に複雑なものになっていました。このたび、食品衛生法、JAS法（旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）及び健康増進法の3法の食品の表示に係る規定を一元化し、事業者にも消費者にもわかりやすい制度を目指した「食品表示法」が平成27年4月1日から施行されました。

法令	食品衛生法	JAS法	健康増進法
目的	○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
表示関係	○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守 等	○製造業者が守るべき表示基準の策定 ○品質に関する表示の基準の遵守 等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守 等
表示関係以外	○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○都道府県知事による営業の許可 等	○日本農林規格（JAS規格）の制定 ○日本農林規格（JAS規格）による格付 等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○特別用途食品に係る許可 等

食品表示法に統合

食品表示法施行後も各法律に残る

【法律の目的】

- ・食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保すること。
- ・消費者の利益の増進を図り、国民の健康の保護・増進、食品の生産・流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産振興に寄与すること。

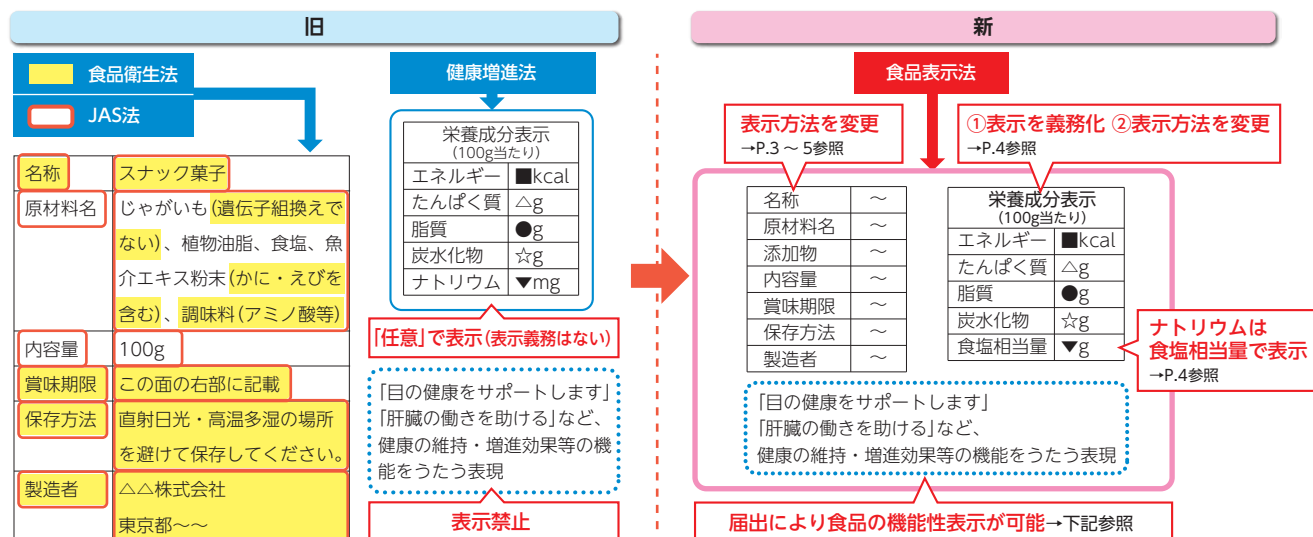
【主な変更点】

●栄養成分表示の義務化

これまで表示義務がなく、事業者が任意で行っていた栄養成分表示が義務化されます（一部除外あり。P.4参照）。

●「機能性表示食品」制度の新設

これまで健康の維持・増進をうたえる食品は栄養機能食品と特定保健用食品のみでしたが、企業の責任で科学的根拠に基づきこれらを表示できる第3の制度として、機能性表示食品制度が新設されます。



これまでの食品表示制度からの新規・変更点

新規 『機能性表示食品』

野菜や果物などの生鮮食品や加工食品、サプリメントなどについて、健康の維持・増進効果等を具体的に示すこと（機能性表示）ができるようになります。

機能性表示をするためには、食品に表示する内容（※）、食品関連事業者に関する基本情報（事業者名、連絡先等）、安全性・機能性の根拠に関する情報、生産・製造・品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を、販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出る必要があります。

機能性表示食品の届出や表示項目など、詳細については、下記消費者庁HPにてご確認いただくか、消費者庁にお問合せください（問合せ先：P.8）。

■機能性表示食品に関する情報（消費者庁HP） <http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

※機能性表示食品に必要な記載事項（一部抜粋）

- ①機能性表示食品である旨
- ②科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を有する食品が有する機能性
- ③栄養成分表示（1日の摂取目安量当たりの成分値を記載）
- ④1日の摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量 等、全16項目

変更点1 原材料名の表示方法

1 原材料と添加物がどちらかわかるように、「添加物」の項目名を設けて表示するなど、明確に区分して表示します。

	旧基準		新基準(表示の一例*)
原材料名	小麦粉、砂糖、食塩、膨張剤、香料	→	原材料名 小麦粉、砂糖、食塩
			添加物 膨張剤、香料

どこまでが原材料で、どこからが添加物なのかわかりにくい。

*このほかに、添加物の項目を設けず、原材料名欄に記号(スラッシュなど)で区分して表示したり、改行して区分したりする方法があります。

2 これまで原材料と添加物を区分せず重量順に表示することを定めていた、旧JAS法の個別の品質表示基準(パン類、食用植物油、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料)について、原材料の表示方法を他の加工食品と同様に、原材料と添加物を区分し、それぞれに占める重量の割合の高いものから順に表示することに統一します。

3 単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料(中間加工原材料)を使用する場合、構成する原材料を分割して表示することが可能になります。

3の例 ~「ココア調製品」について、構成する原材料を分割して表示する場合~

複合原材料 : ココア調製品

複合原材料中の原材料 : 砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩

	旧基準		新基準に基づき、複合原材料を分割して表示する場合
原材料名	小麦粉、 <u>ココア調製品(砂糖、ココアパウダー、その他)</u> 、バター、鶏卵、膨張剤	→	原材料名 小麦粉、バター、砂糖、鶏卵、 <u>ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩</u> / 膨張剤

*「ココア調製品」では、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないため、構成する原材料を分割し表示した方がわかりやすくなることから、分割した表示が認められます。

変更点2 アレルゲンの表示方法

1 以下の2つの表示方法を廃止し、食品に含まれる特定原材料(※1)は全て表示します。

- ① その名称が、特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの(「特定加工食品」という)

[例] マヨネーズ(含まれる特定原材料:卵)、うどん(含まれる特定原材料:小麦) など
- ② 特定加工食品の表記を含むことで、特定原材料を使った食品を含むことが予測できるもの(「拡大表記」という)

[例] からしマヨネーズ、焼きうどん など

⇒ 新基準では、「マヨネーズ(卵を含む)」、「焼きうどん(小麦を含む)」などと表示する必要があります。

2 個々の原材料の直後に括弧書きする方法(「個別表示」という)を原則とし、表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合等、例外的に原材料の直後にまとめて括弧書きする方法(「一括表示」という)を可能とします。なお、個別表示と一括表示を組み合わせて使用することはできません。

【原則】 ~個別表示~

原材料名	A、B(卵・豚肉を含む)、C(大豆を含む)
------	-----------------------

【例外】 ~一括表示~

原材料名	A、B、C、(一部に卵・豚肉・大豆を含む)
------	-----------------------

3 一括表示する場合、全ての特定原材料を原材料欄の最後(原材料と添加物を事項欄を設けて区分している場合は、それぞれの事項内の最後)に表示します。

今後は、原材料に「卵」、「小麦(特定原材料)又は「たまご」、「コムギ(代替表記(※2))が表示されていても、改めて「(一部に卵・小麦を含む)」の表示が必要となります。

※1:「特定原材料」とは、アレルゲン表示対象品目のうち、特に症状が重篤な、または症例数が多い品目のこと。平成27年4月1日現在、**えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生の7品目**が定められています。

※2:「代替表記」とは、特定原材料の記載と同一のものであると認められるもの。
[例] 卵→玉子、たまご、タマゴ、エッグ / 小麦→こむぎ、コムギ

変更点3 栄養成分表示の義務化・ナトリウムの表示方法

- 原則として、**全ての消費者向けの予め包装された加工食品及び添加物に栄養成分表示を義務付けます。**
 なお、消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除されている事業者は、**栄養成分表示の省略が認められます。**また、当分の間、**小規模事業者（概ね従業員が20人以下。商業、サービス業は5人以下）**についても、**栄養成分表示の省略が認められます。**
- ナトリウムの量は食塩相当量で表示します。**
任意でナトリウムを表示する場合は、ナトリウムの量の次に「食塩相当量」を括弧書きで表示します。
 ただし、ナトリウムの表示ができるのは、ナトリウム塩を添加していない食品に限定されます。

変更点4 栄養強調表示の方法

- 低減された旨の表示（熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム）及び強化された旨の表示（たんぱく質及び食物繊維）には、**基準値以上の絶対差に加え、新たに25%以上の相対差が必要**となります。
 ただし、ナトリウムの含有量を25%以上低減することにより、保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品（みそ及びしょうゆ）には、特例として次の相対差が認められています。みそ…15%以上 しょうゆ…20%以上
- 強化された旨の表示をする場合（ミネラル類（ナトリウムを除く。）、ビタミン類）には、**強化された旨の基準値以上の絶対差が必要**となります。
- 糖類無添加、ナトリウム塩無添加に関する強調表示は、一定の要件を満たす必要があります。

強調表示の種類	補給ができる旨の表示（多いことを強調）			適切な摂取ができる旨の表示（少ないことを強調）		
	高い旨	含む旨	強化された旨	含まない旨	低い旨	低減された旨
強調表示に必要な基準	絶対表示		相対表示	絶対表示		相対表示
強調表示の表現例	・高○○ ・△△豊富 ・××多く含む	・○○含有 ・△△入り ・××源	・基準値以上の絶対差 ・相対差（25%以上）※ ・強化された量（割合） 及び比較対象品名を明記	・無○○ ・△△ゼロ ・ノン×× ・☆☆フリー	・低○○ ・△△控えめ ・××ライト	・基準値以上の絶対差 ・相対差（25%以上） ・低減された量（割合） 及び比較対象品名を明記
該当する栄養成分	たんぱく質、食物繊維、ミネラル類（ナトリウムを除く。）、ビタミン類			熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム		

※強化された旨の相対差（≥25%）は、たんぱく質及び食物繊維のみに適用

変更点5 栄養機能食品のルールの変更

- 栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに**n-3系脂肪酸、ビタミンK及びカリウムが追加**されます。
- 鶏卵以外の生鮮食品についても、栄養機能食品の対象範囲とします。
- 次の事項の記載が新たに必要（または変更）になります。
 - 栄養素等表示基準値の対象年齢、基準熱量に関する文言
 - 特定の対象者（疾患に罹患している者、妊産婦等）に対し注意を必要とするものは、当該注意事項
 - 栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量当たりの成分値を記載
 - 生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合、保存の方法を表示（常温で保存すること以外に保存方法に留意点がないものは省略可）

変更点6 加工食品と生鮮食品の区分の統一

食品表示法施行前の食品衛生法とJAS法とで異なっていた食品の区分について、**JAS法の考え方に基づいて区分が整理されます。**



- 【例】簡単な加工（生干し、軽度の撒塩など）をしたもの（ドライマンゴーなど）
- 旧基準（以前の食品衛生法）：アレルギー、製造所所在地については表示義務対象外
 - 新基準：加工食品の区分に整理したため、**アレルギー、製造所所在地が必要**

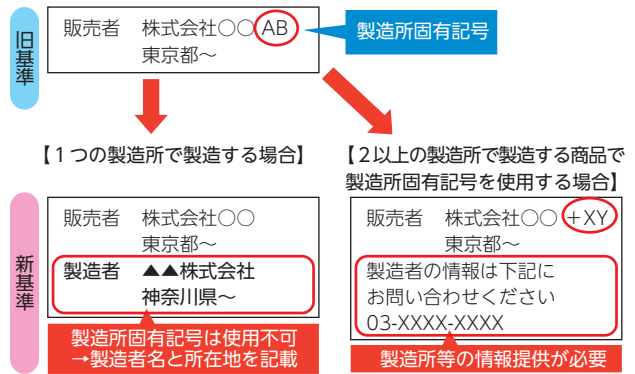
変更点7 製造所固有記号の使用方法

原則として、製造所固有記号を使用せず、**製造所（又は加工所）の所在地、製造者（又は加工者）の氏名又は名称を表示します。**

ただし、原則として同一製品を2以上の製造所で製造する場合のように、包材の共有化のメリットが生じる場合にのみ、**例外的に製造所固有記号を使用できますが、その場合は次のいずれかの事項を商品に表示する必要があります。**

- ① 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ② 製造所所在地等を表示したウェブサイトのアドレス等
- ③ 当該商品の製造を行っている全ての製造所所在地等

なお、業務用食品については、2以上の製造所で製造するか否かにかかわらず製造所固有記号を使用でき、上記①～③の表示義務は課せられません。



* **新基準に基づく製造所固有記号のデータベースの運用開始は平成28年4月1日**からです。なお、データベースの運用開始後も、平成32年3月31日までは、新基準に基づく製造所固有記号の届出手続が完了するまでの間は、旧基準に基づいた製造所固有記号の使用が認められます。

変更点8 表示可能面積が小さい食品の表示方法

表示可能面積が30cm²以下の場合、**保存方法・消費期限又は賞味期限・アレルギー・L-フェニルアラニン化合物を含む旨**については、これまで省略可能でしたが、新基準では**省略不可となります**。そのため、表示可能面積がおおむね30cm²以下であっても、以下の項目は、**必ず記載することになります**。

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、アレルギー、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

変更点9 販売される添加物の表示方法

- ・ 一般用（消費者向け）添加物：**新たに「内容量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示を義務化**します。
- ・ 業務用添加物：**新たに「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示を義務化**します。

変更点10 通知等に規定されている表示ルールの一部を表示基準に規定

通知等に規定されている以下の表示ルールを**基準に統合**します。

- ① 安全性の確保の観点から表示義務を課すべきもの（フグ食中毒対策の表示、ボツリヌス食中毒対策の表示）
- ② わかりやすさの観点から食品表示基準と通知等にまたがっているもの（栄養素等表示基準値、栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称の表示方法等）

経過措置期間について～旧基準の表示方法が認められる期間～

経過措置期間は、下表のとおりです。

なお、経過措置期間中は、旧基準による表示も認められますが、**旧基準と新基準の表示方法が混在する表示は原則認められません**。

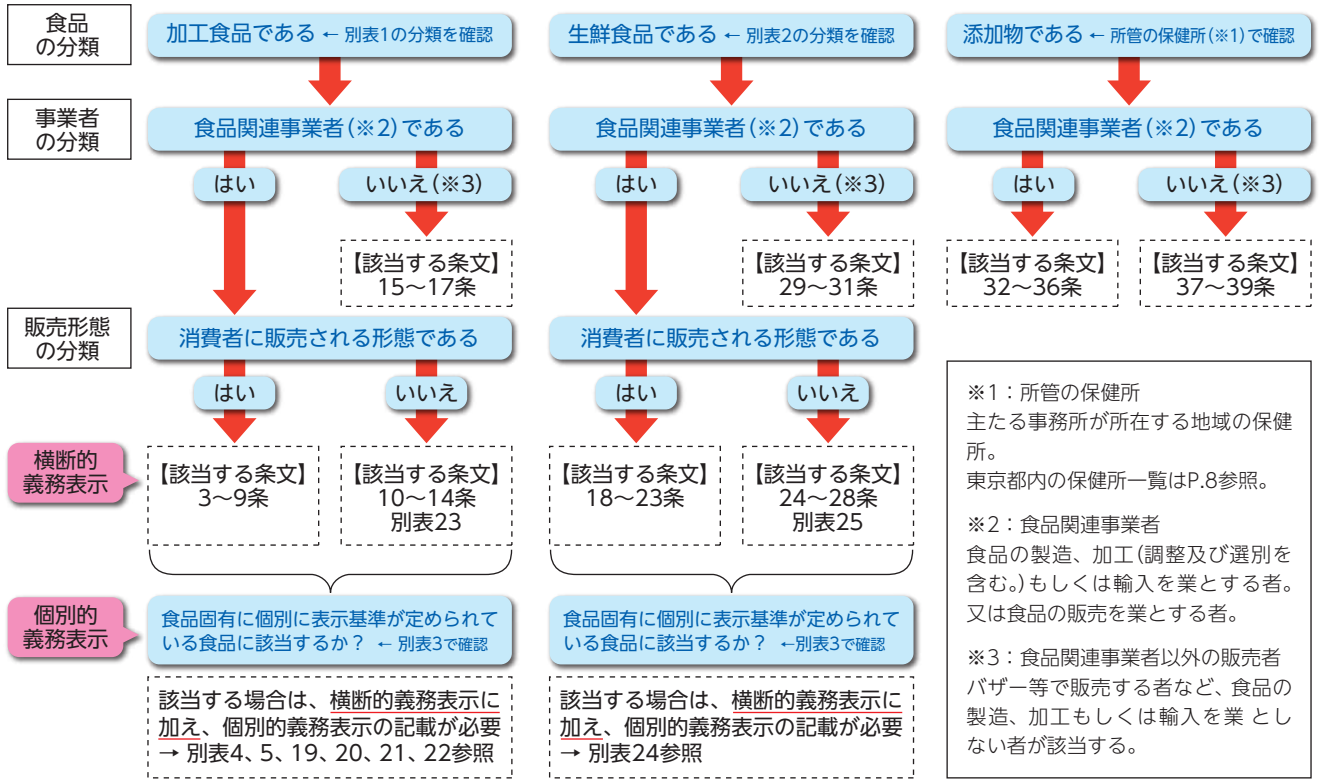
食品の区分	食品表示法施行前の旧基準による表示が認められる期間
加工食品（一般用・業務用）	平成32年3月31日までに… ・一般用：製造（又は加工・輸入）されるもの。 ・業務用：販売されるもの。
添加物（一般用・業務用）	
生鮮食品（一般用）	平成28年9月30日までに販売されるもの。 ※業務用生鮮食品については、経過措置期間はなく、平成27年4月1日から新基準に基づく表示が必要となる。

※機能性表示食品の表示には経過措置期間はありませんので、新基準に基づき表示しなければなりません。

食品表示基準の読み解き方

食品表示法では、これまでは食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律で定められていた食品の表示に関する様々な基準が「食品表示基準」として1つにまとめられています。そのため、食品の種類や扱う事業者によって、従うべき内容が基準のどこに記載されているかを、以下の流れにより適切に把握しましょう。

■食品表示基準掲載HP：<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>



食品表示基準の条文一覧

第1章 総則		第3章 生鮮食品			
1条	適用範囲(飲食店などの場合は、一部を除き、適用対象外)	一般用 食品関連事業者 業務用	18条	横断的義務表示(名称、原産地、遺伝子組換えなど)	
	2条		用語の定義	19条	個別的義務表示(玄米・精米、食肉、乳、ふぐなど)
第2章 加工食品			20条	義務表示の特例(現地販売・無償譲渡、容器包装なしに係る特例規定)	
一般用	3条		21条	任意表示(栄養成分表示、栄養強調表示など)	
			22条	表示の方式など(表示媒体、文字サイズなど)	
			23条	表示禁止事項(横断的禁止事項、個別食品に係る禁止事項)	
	4条		横断的義務表示	24条	義務表示(名称、原産地など)
	5条		1項 全ての食品に共通の表示(名称、原材料名、保存方法など)	25条	義務表示の特例(外食・現地販売用・無償譲渡用、容器包装なしに係る特例規定)
	6条		2項 一定の食品に共通の表示(アレルギー、遺伝子組換えなど)	26条	任意表示(栄養成分表示)
	7条		3項 表示の省略(1項・2項の例外)	27条	表示の方式など(容器包装、送り状に記載できる事項など)
業務用	8条	28条	表示禁止事項(23条1項に準用)		
		29条	義務表示(名称、遺伝子組換えなど)		
		30条	表示の方式など		
		31条	表示禁止事項(23条1項に準用)		
	9条	表示禁止事項(横断的禁止事項、個別食品に係る禁止事項)	第4章 添加物		
	10条	義務表示	32条	義務表示(名称、添加物である旨、消費期限など)	
		1項 横断的義務表示、個別的義務表示	33条	義務表示の特例(無償譲渡に係る特例規定)	
		2項 製造所固有記号	34条	任意表示(栄養成分表示)	
		3項 表示方法の例外	35条	表示の方式など(様式、文字サイズなど)	
		4項 表示の省略	36条	表示禁止事項	
11条		義務表示の特例(酒類、外食・現地販売用・無償譲渡用などに係る特例規定)	37条	義務表示(名称、添加物である旨、消費期限など)	
12条	任意表示(特色のある原材料、栄養成分表示など)	38条	表示の方式など(様式、文字サイズなど)		
13条	表示の方式など(容器包装、送り状に記載できる事項など)	39条	表示禁止事項(36条に準用)		
14条	表示禁止事項(9条1項に準用)	第5章 雑則			
15条	義務表示事項(名称、保存方法、消費期限など)	40条	生食用牛肉の注意喚起表示		
16条	表示の方式など	41条	努力義務(任意表示、書類の整備・保存に係る努力義務)		
17条	表示禁止事項(9条1項に準用)				

【附則】 1条：施行期日／2条：現行の府令及び告示の廃止／3~6条：食品表示の経過措置

食品表示基準の別表の内容と由来する元の法律

別表又は別記様式	関連条項	分類	内容	表示事項 ※括弧内は由来する元の法律			
				衛生	保健	品質	
				(食品衛生法)	(健康増進法)	(JAS法)	
別表1	2条	食品の分類	食品表示基準の対象となる加工食品を定めるもの	○		○	
別表2	2条		食品表示基準の対象となる生鮮食品を定めるもの			○	
別表3	2条		食品表示基準の対象となる食品に係る定義を定めるもの			○	
別表4	3条	個別品目の表示	横断的義務表示事項に係る個別のルールを定めるもの	○		○	
別表5	3条		名称規制に係る加工食品及びその名称を定めるもの			○	
別表6	3条	添加物	添加物の用途を定めるもの	○			
別表7	3条		添加物の物質名の代替となる一括名を定めるもの	○			
別表8	32条		食品衛生法施行規則別表第1に定める名称を用いない添加物の類を定めるもの	○			
別表9	3、7、9、12、21、23、26、34条	栄養表示	栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量を定めるもの		○		
別表10	2条		栄養素等表示基準値を定めるもの		○		
別表11	2、7、9、23条		機能を表示できる栄養成分について定めるもの		○		
別表12	7条		栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値を定めるもの		○		
別表13	7条		栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の基準値を定めるもの		○		
別表14	3条	アレルギー	特定原材料を定めるもの	○			
別表15	3、10条	原料原産地	原料原産地表示の対象食品を定めるもの			○	
別表16	2条		遺伝子組換え対象農産物を定めるもの	○		○	
別表17	3、9条	遺伝子組換え	遺伝子組換え対象加工食品を定めるもの	○		○	
別表18	3、18条		特定遺伝子組換えに係る形質、対象加工食品、対象農産物を定めるもの			○	
別表19	4、5条	個別品目の表示	一般加工食品の個別的表示事項を定めるもの	○		○	
別表20	8条		様式、文字ポイント等表示の方式等の個別ルールを定めるもの	○		○	
別表21	9条		牛乳の切り欠き表示の様式を定めるもの	○		○	
別表22	9条		表示禁止	個別の加工食品に係る表示禁止事項を定めるもの	○		○
別表23	13条		業者間取引	業務用加工食品の容器包装に表示しなければならない事項を定めるもの	○		
別表24	19、20、24、25条	個別品目の表示	一般用生鮮食品の個別的表示事項を定めるもの	○		○	
別表25	27条		業者間取引	業務用生鮮食品の容器包装に表示しなければならない事項を定めるもの	○		
別記様式1	8条	様式	加工食品の様式			○	
別記様式2	8、22、35条		栄養成分表示の様式		○		
別記様式3	8、22、35条		栄養成分表示の様式		○		
別記様式4	22条		精米及び玄米の表示の様式			○	

- ・衛生：食品衛生法で定められていた、国民の健康の保護を図るために必要な表示事項
- ・保健：健康増進法で定められていた、国民の健康の増進を図るために必要な表示事項
- ・品質：JAS法で定められていた、食品の原材料、原産地その他食品の品質に関する表示の適正化を図るために必要な表示事項

食品表示法以外の表示相談について

相談したいことは？	該当する法令は？	相談先は？	
		部署名	連絡先
医薬品の効能効果等に係る表示及び広告の相談	医薬品医療機器等法	《多摩地区》東京都 福祉保健局 健康安全部 薬務課 監視指導係 …面談による事前相談（予約制）	03-5320-4512
		《23区内》東京都 健康安全研究センター 広域監視部 薬事監視指導課 薬事審査係 …ファクシミリによる事前相談（ファクシミリの送信前に必ずご連絡ください。）	03-5937-1027
①商品やサービスの誇大な広告表示 ②商品の単位当たりの価格表示	①景品表示法 ②東京都消費生活条例（単位価格）	東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課 表示指導係	03-5388-3068
通販の広告で義務付けられている表示	特定商取引法	東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課 取引指導係	03-5388-3074
計量に関する相談 (内容量の表示方法)	計量法	東京都 計量検定所 検査課 立入検査係	03-5617-6628
東京都独自の食品の表示ルール (調理冷凍食品の原料原産地など)	東京都消費生活条例 (食品の品質表示)	東京都 福祉保健局 健康安全部 食品監視課 食品表示係	03-5320-5989
チョコ、のり、乳飲料など 業界の特別なルール	公正競争規約 (業界ルール)	一般社団法人 全国公正取引協議会連合会 各公正取引協議会 http://www.jftc.org/	—
JAS規格、特別栽培の表示	JAS法	農林水産省 関東農政局 東京支局 消費・安全チーム	03-5144-5266
米・米加工品の産地伝達等に関する 相談	米トレーサビリティ法	《広域事業者》農林水産省 関東農政局 東京支局 消費・安全チーム	03-5144-5268
		《都域事業者》東京都 福祉保健局 健康安全部 食品監視課 食品表示係	03-5320-5989
プラマークなどの識別マーク (容器包装に限る)	容器包装リサイクル法 資源有効利用促進法	農林水産省 関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課	048-740-0136
		公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会	03-5532-8597
お酒の表示	酒税法	管轄の税務署 http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sodan/index.htm	—
ふぐの表示	東京都ふぐの取扱い 規制条例	東京都 福祉保健局 健康安全部 食品監視課 乳肉水産係	03-5320-4413
牛肉の個体識別番号	牛肉トレーサビリティ法	農林水産省 関東農政局 東京支局 消費・安全チーム	(生産)03-5144-5272 (流通)03-5144-5273
ペットフードの表示に関するもの	ペットフード安全法	農林水産省 関東農政局 東京支局 消費・安全チーム	03-5144-5272

食品表示法 相談窓口

- 食品表示法の全般的な内容 (機能性表示食品を含む) : 消費者庁 食品表示企画課 03-3507-8800 (大代表)
- 東京都内事業者向け : 東京都食品表示相談ダイヤル (食品表示係) 03-5320-5989 (受付時間 平日午前9時から午後5時まで)

■食品表示法以外の表示については、P.7の窓口へご相談ください。
 ■東京都以外の事業者向けの相談窓口は、以下の消費者庁HPでご確認ください。
<http://www.caa.go.jp/foods/toiwase2.html>

保健所 相談窓口

食品の安全性に係るもの (衛生事項: 期限表示、添加物やアレルゲンなど)、栄養表示等に係るもの (保健事項: 栄養表示、特定保健用食品、栄養機能食品など) の個別具体的な相談は、管轄する下記の保健所等へご相談ください。

<特別区・八王子市・町田市保健所 一覧>

地域	分野	名称	電話
千代田区	衛生 保健	千代田保健所 生活衛生課	03-5211-8207 (衛生・保健共通)
中央区	衛生	中央区保健所	生活衛生課 03-3541-5939
	保健		健康推進課 03-3546-5399
港区	衛生	みなと保健所 生活衛生課	食品広域監視係 03-6400-0047
	保健		食品監視第一係、 第二係 03-6400-0045,0046
新宿区	衛生	新宿区保健所	衛生課 03-5273-3827
	保健		新宿区健康づくり課 健康づくり推進係 (平成28年4月1日から) 03-5273-3047
文京区	衛生	文京保健所	生活衛生課 03-5803-1228
	保健		健康推進課 03-5803-1229
台東区	衛生	台東保健所	生活衛生課 03-3847-9466
	保健		保健サービス課 03-3847-9440
墨田区	衛生 保健	墨田区保健所 生活衛生課	03-5608-6943 (衛生・保健共通)
江東区	衛生	江東区保健所	生活衛生課 03-3647-5812
	保健		健康推進課 03-3647-6713
品川区	衛生	品川区保健所	生活衛生課 03-5742-9139
	保健		品川保健センター 03-3474-2902 荏原保健センター 03-3788-7015
目黒区	衛生	目黒区保健所	生活衛生課 03-5722-9507,9509
	保健		健康推進課 03-5722-9586
大田区	衛生 保健	大田区保健所	生活衛生課 03-5764-0697
			大森地域健康課 03-5764-0661
			調布地域健康課 03-3726-4145
			蒲田地域健康課 03-5713-1701
			糀谷・羽田地域健康課 03-3743-4161
健康づくり課 03-5744-1683			
世田谷区	衛生	世田谷保健所	生活保健課 03-5432-2911
	保健		健康推進課 03-5432-2440
渋谷区	衛生	渋谷区保健所	生活衛生課 03-3463-2253,2376
	保健		地域保健課 03-3463-2444
中野区	衛生	中野区保健所	生活環境分野 03-3382-6664
	保健		保健予防分野 03-6304-8091
杉並区	衛生	杉並保健所 生活衛生課	食品衛生炊煙班・広域班 03-3391-1991
	保健		食品衛生高円寺班 03-3311-0110
豊島区	衛生	池袋保健所	健康推進課 03-3391-1355
	保健		生活衛生課 03-3987-4177
北区	衛生	北区保健所	健康推進課 03-3987-4361
	保健		生活衛生課 03-3919-0726
荒川区	衛生	荒川区保健所	保健予防課 03-3919-3104
	保健		生活衛生課 03-3802-4240 (衛生・保健共通)

地域	分野	名称	電話
板橋区	衛生	板橋区保健所	生活衛生課 03-3579-2336
	保健		健康推進課 03-3579-2308
練馬区	衛生	練馬区保健所 生活衛生課	練馬地区担当 03-3992-1183
	保健		石神井分室 03-3996-0633
足立区	衛生	練馬区健康部 健康推進課	03-5984-4679
	保健		足立保健所 生活衛生課 03-3880-5363,5364
葛飾区	衛生	足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課	03-3880-5355
	保健		葛飾区保健所 生活衛生課 03-3602-1242
江戸川区	衛生	葛飾区保健所 健康づくり課	03-3602-1268
	保健		江戸川保健所 生活衛生課 03-3658-3177
八王子市	衛生	江戸川保健所 小岩健康サポートセンター	03-3658-3171
	保健		生活衛生課 042-645-5115
町田市	衛生	八王子市保健所 健康政策課	042-645-5111 (平成28年4月1日から)
	保健		町田市保健所 生活衛生課 042-722-7254
			保健予防課 042-722-7996

<都保健所 一覧>

都保健所では食品の品質に係るもの (品質事項: 原材料、原産地など) の相談にも対応しています。

地域	名称	電話
青梅市、福生市、羽村市	西多摩保健所	0428-22-6141
瑞穂町、奥多摩町	秋川地域センター※	042-596-3113
あきる野市、日の出町、檜原村	南多摩保健所	042-371-7661
日野市、多摩市、稲城市	多摩立川保健所	042-524-5171
立川市、昭島市、国分寺市	多摩府中保健所	042-362-2334
国立市、東大和市、武蔵村山市	武蔵野三鷹地域センター※	0422-54-2209
府中市、調布市、小金井市	多摩小平保健所	042-450-3111
狛江市	島 大島出張所	04992-2-1436
武蔵野市、三鷹市	し 大島出張所新島支所	04992-5-1600
小平市、東村山市、清瀬市	よ 大島出張所神津島支所	04992-8-0880
東久留米市、西東京市	保 三宅出張所	04994-2-0181
大島町、利島村	健 八丈出張所	04996-2-1291
新島村	所 小笠原出張所	04998-2-2951
神津島村		
三宅村、御蔵島村		
八丈町、青ヶ島村		
小笠原村		

※秋川地域センター、武蔵野三鷹地域センターでは「品質事項・衛生事項」の相談のみ受付。「保健事項」の相談は、秋川地域センター所管地域は西多摩保健所へ、武蔵野三鷹地域センター所管地域は多摩府中保健所へご相談ください。

平成28年3月発行
 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

新宿区西新宿二丁目8番1号
 電話 03-5320-4408
 登録番号 (27)454



この印刷物は、印刷用の紙へ
 リサイクルできます。